公立大学法人下関市立大学第4期中期目標

目次

前文

- I 中期目標の期間及び教育研究組織
- Ⅱ 教育に関する目標
- Ⅲ 研究に関する目標
- IV 地域貢献に関する目標
- V 国際交流に関する目標
- VI 管理運営に関する目標

前文

下関市立大学は、昭和31年(1956年)4月に設立した下関商業短期大学を前身とし、昭和37年(1962年)に経済学部の4年制大学として開学した。以来、「総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」ことを目的に、様々な取組を進め、第3期中期目標期間においては、リカレント教育センターを新たに設置して多様な履修プログラムを提供するとともに、大学院経済学研究科に新たに教育経済学領域を開設するなど、「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」という理念に基づいた改革を行った。

一方、国内の状況に目を転ずると、少子化に伴う大学間競争の激化に加え、近年のデジタルトランスフォーメーション (DX) の急速な発展や新型コロナウイルス感染症がもたらした社会構造の変化など、大学を取り巻く環境は我々の想像を超えて大きく変化している。

このような中、下関市立大学は、大学の魅力向上とともに、人材の 市内循環・定着などを目的として、令和6年(2024年)4月にデ ータサイエンス学部を、令和7年(2025年)4月に看護学部を開 設し、3学部5学科1研究科から構成される総合大学として、新たな 一歩を踏み出すこととなった。

第4期中期目標期間においては、総合大学となった強みを活かした教育・研究により、各学部の専攻分野についての専門性を有するだけでなく、思考力や判断力等の上に幅広い教養を身に付け、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する有為な人材を育成するとともに、蓄積された知的資源を活かし、様々な主体と連携した研究活動等を通じて地域が抱える課題を解決するなど、地域をはじめ、社会の要請に応え続ける大学となるよう、更なる取組を進めていく。

I 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和13年(2031年) 3月31日までの6年間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、次の学部、大学院研究科及び専攻科を設置する。

学部	経済学部、データサイエンス学部、看護学部
大学院研究科	経済学研究科
専攻科	特別支援教育特別専攻科

Ⅱ 教育に関する目標

1 学部における教育

全学共通の基盤教育や教養教育、各学部における専門教育を通じて、ディプロマ・ポリシーに位置付けられた能力や5つの力(自己理解・自己管理能力、イノベーション力、情報・メディア・テクノロジーリテラシー、国際力、専門力)を育むことにより、豊かな教養と高い専門性を兼ね備え、地域や社会における課題の発見・解決に貢献し、社会の発展に寄与する高度職業人を育成する。

2 大学院研究科及び専攻科における教育

高度で先端的な専門知識等を修得させることにより、専門的職業人をはじめ、学修成果を地域や社会の実践の場において活用することができる人材を育成する。

3 教育の質保証

学修成果をはじめ、大学全体の教育成果に関する情報を的確に 把握・分析し、アセスメント・ポリシーに基づいた自己点検・評価を実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを適切に実施することにより、教職員の教育力・学生支援能力の一層の向上を図る。

4 質の高い入学者の確保

各学部の教育研究内容やその特色、求める人材像等に関する情報を積極的に発信するとともに、高大連携をより一層強化し、目的意識や学修意欲の高い多様な学生を安定的に確保する。

また、市内の優秀な学生からも「選ばれる大学」を目指した更なる取組を推進し、市内進学者の一層の増加につなげる。

大学院においては、内部進学者を引き続き支援するとともに、 社会人や留学生など、意欲のある優秀な人材の確保を図る。

5 学生支援の充実

(1) 学修支援

多様な背景やニーズを持つ学生が、目的と意欲を持って計画 的に学修に取り組めるよう、教職員が連携・協力し、きめ細か い学修支援、学修環境の向上に取り組む。

(2)キャリア支援

学生が早い段階から将来への目的意識・職業観を持ち、多様な選択肢の中から志望や適性に応じたキャリアを主体的に計画

し、実現できるよう支援する。

(3)生活支援

学生が安心して健康で充実した生活を送り、学修や課外活動等に励むことができるよう、生活面や心身の健康管理、ハラスメントに関する相談体制を充実させるとともに、経済的に修学が困難な学生に対し、適切な支援を行う。

Ⅲ 研究に関する目標

1 独創性及び特色のある高水準の研究の推進

各教員の独創的で特色のある研究活動を推進するとともに、総合大学としての学部構成を活かし、人口減少や高齢化に伴い本市が抱える医療・福祉等の様々な課題の解決や産業等の発展に寄与する研究に取り組む。

また、大学全体として、国内外で高く評価される研究水準となるよう、研究の質の向上に取り組む。

2 研究活動の充実

(1)研究環境・支援体制の充実

質の高い研究成果を得るため、研究環境の整備・充実を図るとともに、科学研究費助成事業をはじめとする外部研究資金の 積極的な獲得を目指し、採択率の向上につながる支援体制を構 築する。

(2) 研究倫理の遵守

研究倫理に対する意識を醸成するため、コンプライアンス教育や倫理規範に関する教育など、不正行為を事前に防止するための取組を推進する。

3 研究成果の社会還元

蓄積された知的資源や最新の研究成果を大学内外における教育 を通して次世代に継承する。

また、論文の刊行や学会・シンポジウムでの発表、広報等を通して研究成果を情報発信するとともに、共同研究をはじめ、社会の要請に応じた形態で研究成果を提供するなど、知的資源の有効活用を図る。

Ⅳ 地域貢献に関する目標

1 産学官連携の推進

市や市内の企業・医療機関等との連携を深め、共同研究や受託研究等を通して、地域や市内企業等が抱える課題の解決に向けた取組を推進することにより、地域における「知の拠点」としての役割を果たす。

また、市教育委員会との包括連携協定に基づき、市立小・中学校の教職員の資質向上や人材育成等に資する具体的な方策を提案するなど、本市教育行政の抱える課題の解決に向けた取組を行う。

2 リカレント教育等への取組

各教員の専門性を活かし、市民のニーズや時代の要請を踏まえた実践的・専門的なリカレント教育や教養をはじめとする公開講座を継続的に提供する。

3 市内就職率向上のための取組

市や市内企業等と連携し、市内就職に対する学生の関心が高まる取組や情報発信等の充実を図り、学部生の市内就職率向上に向けた取組を行う。

Ⅴ 国際交流に関する目標

1 学生の国際交流の推進

グローバルな視野と高い語学力を兼ね備え、国際社会で活躍できる人材を育成するため、東アジアをはじめとする世界の大学との連携を強化し、海外での修学の機会を拡充する。

また、キャンパス内においても留学生と交流できるよう、多様な国際交流の場を多くの学生に提供する。

2 国際学術交流の強化

教育・研究水準の一層の向上を図るため、海外の大学や研究機 関との共同研究など、学術交流を積極的に推進する。

VI 管理運営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1)業務運営

理事長と学長のリーダーシップのもと、法人組織の管理運営 や教育・研究体制について点検・改善を行うとともに、社会の 要請や法人評価委員会等の外部有識者の意見、国の動向等を踏 まえ、効率的かつ合理的なマネジメントを行う。

(2) 人事評価制度・研修を通じた人材育成

適正な定員管理のもと、優秀な教職員を計画的に採用するとともに、能力や実績等に基づき、公平性・客観性が確保された人事評価によって適切な処遇を行うなど、人事の更なる充実を図る。

また、事務職員については、従来とは異なる業務手法やノウハウを体得し、その経験を大学運営の活性化に活かすため、他大学等との人事交流を図る。

(3) 働きやすい職場環境の構築

業務の簡素化・合理化等を通じ、ワークライフバランスの確保を図る。また、能力や適性等に応じて、全ての教職員が、等しく活躍の場を得られる職場環境の構築を推進する。

2 財務の健全性の維持・確保

(1) 自己収入の増加

安定した財務基盤を構築し、大学運営の自律性を高めるため、 受験者や学生の確保とともに、外部研究資金や寄附金等の自己 収入の増加を図る。

(2) 最適な予算配分及び効果的な執行

限られた財源を有効に活用し、質の高い教育研究活動を推進するため、最適な予算配分を行うとともに、合理的かつ効果的な執行に取り組む。

3 自己点検・評価・改善及び情報提供

(1)評価の充実

大学における内部質保証の方針と手続に基づいた自己点検・ 評価に取り組むとともに、法人評価委員会や認証評価機関等の 外部評価を活用し、大学運営の改善を図る。

(2)情報公開

自己点検・評価結果をはじめ、大学運営に関する情報などを 積極的に公開し、ステークホルダーに対する説明責任を果たす。

4 その他の業務運営

(1)施設・設備の整備

既存の施設や設備を適正に維持管理するとともに、計画的な 改修・更新を図ることにより、将来にわたり良好な教育研究環 境を保持する。

(2) 施設等の有効活用

保有する施設等について、学生や教職員の利用を確保した上で、地域住民等の利用をはじめ、有効活用を図る。

(3) リスク管理

学生や教職員が安全かつ安心して学修や教育研究、業務に従事できるよう、安全・衛生管理やリスクマネジメントに取り組むとともに、保有する個人情報や機密情報の漏洩等の防止のための情報管理を徹底する。

≪用語解説≫

●デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革 が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●ディプロマ・ポリシー

卒業認定・学位授与の方針。各大学がその教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。

●アセスメント・ポリシー

学生の学修成果の評価の方針。学生の学修成果の評価について、 その目的、達成すべき質的水準、評価の実施方針などについて定め たもの。

●自己点検・評価

大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・評価した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと。

●ファカルティ・ディベロップメント

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるために行う組織的な 取組のこと。

●スタッフ・ディベロップメント

教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための取組のこと。

●リカレント教育

義務教育など学校教育を終えて社会の諸活動に従事してからも、個人の必要に応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる循環・反復型の教育システム。

●内部質保証

大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、 自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況 について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず 改善・向上に取り組むこと。

●ステークホルダー

組織が行う諸活動によって直接的又は間接的に影響を受ける利害 関係者のこと。大学の場合は、学生、保護者、卒業生、市民、企業 などがあげられる。